

第11次多摩市交通安全計画（素案）概要版

1 多摩市交通安全計画とは

- 昭和48年度から第10次にわたり交通安全対策基本法第26条に基づき、東京都交通安全対策会議が策定する「東京都交通安全計画(以下、都計画という。)」の趣旨及び同計画に定める施策を踏まえ、市内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。
- 同法18条第1項に基づき、多摩市長を会長に、警視庁、東京消防庁等の関係機関の代表7名により組織された多摩市交通安全対策会議において審議、決定されます。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間（都計画と同様の計画期間とする）

※都計画の内容を踏まえて策定するため、これまでの交通安全計画同様に計画期間初年度に策定することとなります。

3 計画の推進

- 行政機関**
交通安全対策会議を中心に、事業者、交通関係団体等と連携、協力しながら、総合的かつ一体的な交通安全対策を推進します。
- 事業者、交通関係団体、ボランティア等**
自動車を運行する事業者は、安全な運転等を確保するために必要な措置を講じます。交通関係団体、ボランティア等は、警視庁、多摩市等と連携、協力しながら、効果的な交通安全活動を推進します。
- 市民**
市民の皆さまには、運転者や歩行者等それぞれの立場から、交通安全について考え、行動していくことが期待されます。

4 計画の目標

- 計画期間中の**年間交通事故死者数をゼロ**とすることを目指します。
- 令和7年度までに**年間交通事故死傷者数を270人以下**とすることを目指します。

5 重視すべき視点

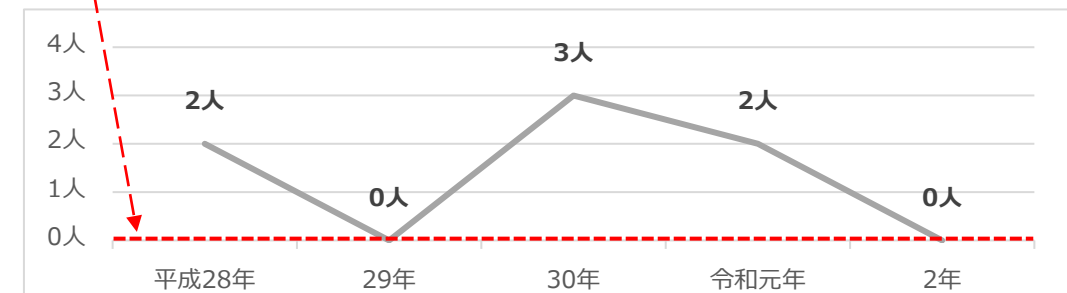
本計画では、都計画に定められた重視すべき視点を踏まえて、以下の4項目を重視すべき視点とし、交通事故等の発生を抑制します。

(1) 高齢者及び子供の交通安全の確保
高齢者には、交通安全教室等において、交通ルールや交通事故の実態に関する情報を提供するなど、基本的な交通ルールを知るための交通安全教育を推進します。子どもには、交通ルールを理解・定着させるための交通安全教育を実施するとともに、自ら危険を予測し、回避する能力を予測し回避する能力や安全に行動することができる判断力の育成のために、参加・体験型の交通安全教育を実施します。
(2) 自転車の安全利用の推進
学校での安全教育推進や成人層への啓発、自転車利用者へのヘルメット着用の啓発などの自転車の安全利用を推進するとともに、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育等を推進します。
(3) 二輪車の安全対策の推進
事故多発路線に重点を置いた指導取締り、ヘルメットの正しい装着や胸部プロテクターの着用促進に向けた啓発など、二輪車の安全対策を推進します。
(4) 飲酒運転の根絶
酒類提供飲食店等の関係機関と連携した普及啓発を推進するとともに、悪質で危険な運転に重点を置いた指導取締りなどを実施し、飲酒運転の根絶を目指します。

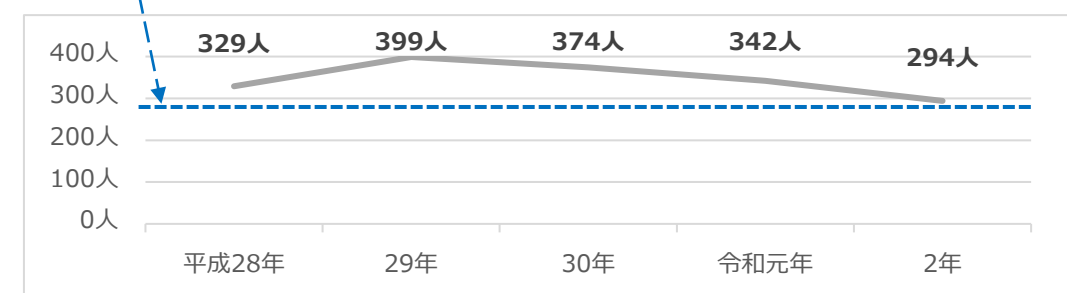
《第10次多摩市交通安全計画の目標と成果》

- 計画期間
平成28年度から令和2年度までの5年間
- 目標及び成果

① 令和2年までの5年間、引き続き**交通事故死者数をゼロ**とする。



② **交通事故死傷者数を284人**（平成27年（406人）比3割減）とする。



6 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備	○歩道の整備、生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進 ○骨格幹線道路・地域幹線道路の整備、生活道路等の維持管理、交差点の改良 ○防護柵の設置、道路照明・道路標識・信号機等の整備 ○交通実態に即した交通規制、先行交通対策 ○自転車通行空間の整備、自転車の駐輪対策 ○道路の緑化、道路の使用及び占用の抑制 など
(2) 交通安全意識の啓発	○学校・高齢者・運転者・自転車利用者等に対する交通安全教育の推進 ○地域における交通安全教育等の推進 ○多様な広報媒体による広報活動、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 など
(3) 道路交通秩序の維持	○交通事故防止に資する交通指導取締り・携帯電話使用等の取締りの推進 ○適正かつ緻密な交通事故捜査の推進、悪質・危険な妨害運転等に対する積極的な捜査の推進 ○違法駐車等の取締り、放置自転車対策の推進 など
(4) 安全運転の確保	○高齢運転者事故防止対策・二輪車事故防止対策の推進、安全運転管理の充実 など
(5) 救助・救急体制の整備及び被害者の支援	○交通救助体制の確保、応急手当等の普及啓発 ○交通事故相談業務の実施、交通災害共済制度の加入促進 ○交通事故事件被害者等に対する必要な情報を提供する等といった被害者の支援 など
(6) 災害に備えた交通施設の整備等	○道路橋梁の耐震性の強化、電線・通信等の無電柱化 ○「多摩市地域防災計画」に基づく交通安全の確保のための体制の整備 など